

消防団員の処遇等に関する検討会（第3回）

令和3年3月12日

【鈴木課長補佐】 それでは、ただいまより、第3回検討会を開催させていただきます。

本日は、御公務のため、神奈川県の花田委員が御欠席、また、重川委員が、本日、業務のため御出席はされるんですが、遅れての御参加となられることをあらかじめ申し伝えます。

それでは、早速でございますが、議事に移りたいと思いますので、ここからの進行は、室崎座長にお願いさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

【室崎座長】 座長の室崎です。今日も、よろしくお願ひいたします。

それでは、早速でございますけれども、議事に入らせていただきたいと思います。まず、議事の1から7までを前回と同様、事務局から御説明された後、残された時間で、委員の皆様のお意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、事務局から御説明よろしくお願ひいたします。

【荻澤委員】 まず、資料1から7の説明に先立ちまして、消防庁委員の荻澤でございます。参考資料1と2、一番最後につけてございます資料を御覧ください。

昨日、3.11から10年を迎えまして、政府主催の追悼式典が開催されたところでございます。そうしたタイミングでもございますので、この参考資料を御紹介させていただきます。

まず、「消防団の闘い」、日本消防協会様から御提供いただいた資料でございます。順次、おめぐりいただければと思いますけれども、想定を超える津波の襲来、津波に伴う津波火災、そうした大変な困難な状況の中で、消防団の皆様、活動をいただきました。特に水門の閉鎖、これはあらかじめ定められていた活動でございましたけれども、これにより、254名、大変多くの方の殉職、犠牲を出してしまったところでございます。こうした教訓を踏まえまして、退避ルール等を定めて、安全管理マニュアル、対象となる市町村で、全てで策定をいただいているところでございます。

さらに、おめぐりいただきますと、消防団の皆様の多様な活動を、救助・捜索活動、さら

には住まいを失われた方の避難所での被災住民支援、瓦礫の撤去、今日に至るまでの消防団の多様な役割、それがまさに、10年前、現実のものとなったということでございます。

直近の例で御紹介いたしますと、参考資料の2を御覧ください。

先月発生いたしました栃木県足利市の林野火災でございます。8日間、106ヘクタール、大変広大な面積が延焼したという事案でございました。

消防ヘリ、自衛隊ヘリからの空中消火、また、県内外からの常備消防の応援もございましたけれども、こちらにございますとおり、団員規模500名の足利市消防団、多いときには100名を超える方に出動をいただいて、地上からの緻密な消火作業をいただいたところでございます。

本当にこのような災害にとっては、消防団の活躍なくしては対応できないということを改めて認識させられた事案でございました。

改めて消防団の皆様の御貢献に感謝しつつ、こうした事態を踏まえまして、こうした危険な任務、隣り合わせの任務、まさに最前線で活躍いただいている消防団の活動、それに見合った処遇、また、社会的評価、認知の向上などについて、本検討会で議論いただければ幸いです。どうぞよろしく願いいたします。

参考資料の紹介でございました。以上です。

【名越室長】 消防庁の地域防災室長の名越と申します。

私のほうからは、議事に沿いまして、資料の1から7について、説明をさせていただきます。

資料の1をお願いいたします。資料1につきましては、第2回の議事概要でございます。こちらにつきましては、事前に各委員の先生方にお送りいたしまして、確認いただいておりますので、説明のほうにつきましては割愛をさせていただきます。

続きまして、資料の2をお願いいたします。本検討会における論点と委員の御意見というものでございます。1ページをお願いいたします。

左側のこれまでの検討会の論点と申しますのが、前回、第1回を踏まえまして、お示しした論点でございまして、この中にあります、青枠の中の文書につきましては、それに対しまして、第2回で、事務局のほうから試案としてお示ししたものでございます。それに対しまして、第2回検討会で、委員から出ました御意見につきましては、矢印がございしますが、右のほうにいただいまして、こういった御意見がありましたということをお示しして

おります。

前回、実災害に係る出勤につきましては、7時間45分を基本に1回当たり7,000円程度を支払うべき標準的な額としてはどうかとか、あと、様々な活動の実態や基礎となる災害出勤と出勤時間や勤務の強度を勘案して、均衡のとれた額を定めたらどうかというふうな試案を示したところ、委員からおおむね了解を得ましたが、例えば、課税対象となる可能性を踏まえまして、1回当たり8,000円としてはどうかとか、事務局のほうから例として出しましたが、放水の有無につきましては、結果ですので、それよりは時間により、額を変えるほうが分かりやすいのではないかというような御意見をいただきました。

また、下のほうを御覧いただければと思いますが、出勤手当については、費用弁償ではなく、出勤に応じた報酬であると、その法的性格を見直して明確化し、団員個人に対する費用弁償については、別途旅費等として整理してはどうかという事務局の試案に対しまして、おおむね了解をいただいたところでございますが、課税に関する整理を明確にしてほしいという御意見をいただきました。

次ページをお願いいたします。

②の支給方法のところでございますが、これまでも団員個人に対する直接支給が原則とされておりまして、実際見直しも進んでいるということで、出勤手当の法的性格を出勤に応じた報酬とし、金額も引き上げるのであれば、なおさら個人への直接支給を徹底すべきではないかという事務局の試案に対しまして、おおむね了解を得ましたが、個人支給への切替えによる事務量の増加という指摘もあるが、一方で、団経由での支給は、公金の扱いに不慣れた団員に負担が生じているため、今後も議論が必要という御意見をいただきました。

また、その他、消防団活動のボランティア性から報酬や出勤手当を過剰に引き上げる必要はないのではないかという団員の意見もあることや、団員側の要望というより、多様化し負担が増加している、団員に対する社会側の評価として、その貢献に見合うような処遇を改善すべきではないかという御意見。また、金額の増額は予算上の制約でなかなか難しいので、普通交付税への算入では、財政当局との折衝の中で主張がしにくいので、ほかの方法についても検討してほしいという御意見や、国費で措置することができないかというような御意見もいただきました。

次のページをお願いいたします。

2、3、4につきましては、本検討会の後半、来年度に集中的に議論したいと思っておりますが、広報の充実や社会的評価の向上という部分につきまして、日本消防協会の事業であ

る消防団応援の店や、そういったものの、それ以外の総合的な処遇改善を行い、団員に対する社会的評価につなげていくべきではないかという御意見をいただいたところでございます。

資料2につきましては、以上でございます。

資料3の出動手当の支給単位等について御覧ください。

こちら、本日もともと年額報酬を中心に議論していただければと思っておりましたが、前回、出動手当について議論していただくときに、少し事務局の側の整理が必ずしも十分ではなくて、混乱をちょっと招いてしまったところがあるのかなということで、改めて整理させていただければということで資料を御用意させていただきました。

前回、標準的な出動手当の額は1回イコール1日を前提として定めてはどうかという試案を示し、この1日については、7時間45分程度を想定しておりました。しかしながら、1回という、そもそも、このものの言い方というか支給単位につきましては、費用弁償であるということが前提なのかなというふうに思っております。出動手当の法的性格を見直しまして、出勤に応じた報償とするのであれば、必ずしも1回イコール1日という言い方は適切でもないのかなと思っております。

地方自治法の203条の2の第2項、本ページの一番下でございますが、やはり原則としましては、支給単位を1日という形のほうがいいかなと思っております。

次ページをお願いいたします。

しかしながら、そういった場合に、短時間の出勤や日付をまたぐ出勤、1日に複数回の出勤といった場合の取扱いについてどうするのかということが、前回も議論があったところでございます。これらにつきましても、額につきましては、基本的に業務の負荷や活動時間を勘案いたしまして、標準的な額と比較し均衡のとれた額となるような取扱いをすべきではないかと考えております。

次のページをお願いいたします。

他方で、出勤の対応につきましては、地域により様々であるというふうな御意見もございました。また、各市町村において、過去の取扱いや、ほかの非常勤特別職公務員における取扱いとの、ある程度整合性を取る必要があるというような声も聞いておりますので、具体的な取扱いについては、各市町村において定めることが妥当ではないかと考えております。

このページの下半分でございますが、最高裁の判例におきましても、非常勤職員の報酬につきましては、諸般の事情を総合考慮による政策的、技術的な見地からの判断を要するとし

て、議会、具体的には地方公共団体の当局のほうが大体提案すると思いますが、そちらのほうの裁量が認められているというところがございます。

次のページお願いいたします。

ただ、なお、今回、やはり実災害のときの処遇をどうしようかというふうなことが大きなテーマでございますので、大規模災害等で出動が長期間にわたる場合には、業務量が多く、拘束時間も長くなるということから、消防団員の労苦に報いるという観点や出動手当の法的性格を出動に応じた報酬に見直すという観点からも、出動手当の支給単位は1日とするのが望ましいのではないかと考えております。

下半分の表を御覧いただければと思います。

一番上の青い線が、大体1日7時間45分程度出るようなケース。2つ目が1回しか出ないんですが、それが、二、三時間ぐらいの短いケース、3つ目のものが、1日目と2日目にわたっているということで、深夜に出動がかかりまして、時間自体は短いんですけども、出動自体は2日にわたっているケース、3つ目が1日に2回ほど、3回とかもあるかもしれませんが、複数回出動するケース、一番下が、日付をまたいだ大規模災害ですので、複数日にわたって出動するケースをそれぞれ想定しております。

幾つかの団体に聞いてみましたが、各団体によって差はありますが、比較的こういったケースでそれぞれを1回ずつというふうにカウントして、1回幾らと決めた金額を費用弁償としてお支払いしているケースが多いのかなというふうに考えております。

しかしながら、先ほど申し上げましたように、出動手当の法的性格を報酬に改めますので、支給単位は原則として1日とするということが望ましいと考えております。

1番上につきましては、先ほど申し上げた原則のとおりになります。ただ、真ん中の点線で囲んだところがございますが、勤務時間や作業量等を踏まえまして、上記のケースと均衡のとれた額となるよう市町村で定めるのがいいのかなと考えております。

例えば、1つ目や2つ目につきましては、大体二、三時間程度で大体終わるようなものであれば、それに見合った日額を1日幾らと定めると。例えば、7,000円ではなくて二、三千元という形で定めるというようなことも考えられますし、1日に複数回出るとは結構普通にあるんだということであれば、1回というのはあまり原則じゃないというふうに申し上げたんですけども、従来そういうふうな定め方をしているということで、それが引き続き望ましいということであれば、1回二、三時間程度前提として、その金額で2回3回出た場合には、その2回分3回分を支払うというやり方もあるのかなというふうに思って

おります。

大規模災害のときにも、例えば2日3日にわたっても出勤自体は1回しか出ていないということで、1回分しかお支払いをしていないというふうな団体の声も聞いたことがあるんですが、やはりそれは非常に団員さんの、負担が重いということでございますので、こういった場合には、やはり一番上の原則に沿って1日幾らと定めて、2日にわたって出ているのであれば2日分。3日にわたって出ているのであれば、3日分支払うというのが望ましいというふうに考えております。

次のページでございます。前回、ちょっとこれとは別の観点なんですけれども、支給単位の話とまた別ですが、大規模災害のときには出た日数分支払うのがいいのではないかと、いうことを先ほど申し上げましたが、あまりにもひどい大規模災害のときには、一つの例といたしまして、東日本大震災の被災地でありました岩手県宮古市では、当時、大規模災害時の1日当たりの出勤手当を特例的に2倍とし、それを、平成23年の3月11日の発災の日に遡って遡及適用するというような条例改正を行って、団員の負担に応えたという事例もございます。こちらにつきましては、その時々のお判断ということもあると思えますし、必ずしもこうしてくださいというふうなことを、消防庁としても、思っているわけではございませんが、そういったやり方もあるのではないかと、いうことでお示しさせていただきました。

次のページをお願いいたします。

出勤手当という名称についてでございます。これまで、消防団員が出勤に応じて支払われる額については、一般的に出勤手当というふうに呼ばれていたということもありまして、消防庁でも出勤手当ということは普通に使っておりました。ただ、地方自治法の原則を見ますと、非常勤の特別職の公務員には、一般的に基本的には手当というものが支払われないということになっております。

ちょっとここは推測なんですけれども、常備の消防吏員の方が、基本給とは別に、災害の現場に出場した場合に、特殊勤務手当の一環として、1回当たり幾らというふうな出勤手当的なものをもらっているということで、消防団員も現状出場すれば、もらえるものだというので、出た度にももらえるものということで比較的似ているということで、出勤手当というふうに呼びならわされていたのかなというふうに思うんですけれども、今後、法的性格につきましては、報酬とするということを明確にするためにも、名称を出勤報酬としてはどうかというふうに考えているところでございます。

資料4をお願いいたします。

消防団員の処遇等に関する実態調査の調査結果の概要でございます。前回は出動報酬、今で言うところの出動手当について御報告したところでございますが、年額報酬についてまとめたものでございます。一枚めくっていただきまして、年額報酬の今の現状でございますが、条例に基づき消防団員に年額報償を支給されているところでございます。

支給額や支給方法は地域事情により、必ずしも同一ではないんですけれども、支給額が低い市町村に対しましては、消防庁のほうから早急に引上げを行うよう要請してきたところでございます。

地方交付税の算入額につきましては、年額報酬につきましては、団員が3万6,500円、階級によってまた上がっていくんですけども、団長さんは8万2,500円となっております。市町村の条例平均額につきましては、一般の団員さんにつきましては、年々少しずつですが上がってきておりまして、令和2年度は3万925円となっております。

次のページをお願いいたします。年額報酬の平均額でございます。この表を御覧いただければと思いますが、政令市、中核市、一般市、町村と人口規模というか団体規模が大きくなるほど高く、小さくなるほど低くなっているという傾向がございます。

次のページをお願いいたします。

年額報酬の支給方法でございますが、全ての団員に対しまして、直接支給している団体数、表でいえば①になりますが、全国で720団体の41.9%となっております。

また、④から⑦のとおり、約2割の団体が階級や基本団員、機能別団員の別など団員の属性によって支給方法を分けているというケースがございます。

次のページをお願いいたします。

年額報酬の支給方法でございます。これも人口規模といった団体規模別に見ますと、傾向が現れておりまして、全ての団員に対しまして直接支給している団体、①でございますが、政令市、中核市、一般市、町村と団体規模の大きさに沿って高く、団体規模が小さくなるほど低くなっております。

他方で、団に支給しているという団体、③でございますが、政令市、中核市、一般市、町村と団体規模が小さくなるほど高くなっているという傾向がございます。

次のページをお願いいたします。

以前は団に支給していた団体数ということでございます。今、全ての団員に対して直接支給しているのは720団体ですが、そのうちの420団体は、以前は団に支給していたということでございます。

出勤手当と同様、近年直接支給への見直しが進んでおりまして、棒グラフを御覧いただければと思いますが、特に直近2年間では164団体が直接支給への切替えを行っているところでございます。

次のページをお願いいたします。

直接支給に切り替えた理由を聞いてみますと、円グラフにあります、消防庁や都道府県等からの助言を挙げる団体が一番多く、次いで、市町村内部からの指摘、団員からの要望などとなっております。

また、直接支給に切り替えた際のメリットといたしましては、会計処理が適正化される、団員のモチベーションが向上するといったことを挙げられる一方で、デメリットといたしまして、事務負担の増加や、運営費の減少などが挙げられております。

次のページをお願いいたします。

個人に直接支給しない理由を聞いてみますと、事務が煩雑化するからということや、個人に直接支給しない理由を聞いてみますと、事務が煩雑化するからということや、個人に支給している団体が最も多く、次いで振り込み手数料の負担が増加するからというふうになっております。

次のページをお願いいたします。

団から個人への支給実態の把握方法等についてでございます。団経由で、個人に支給している場合におけます団から団員個人への支給実態の把握方法につきましては、団に一任ということにしているのが58.5%と最も多くなっており、次いで、受領書等への署名・押印が34.6%となっております。

団に支給している場合における団員への支給に関して、団員個人の同意をどう取得しているかという方法についてでございますが、同意書や委任状等を得ているというのが69.1%と最も多く、次いで団に一任というのが23.6%となっております。

資料4については、以上でございます。

資料5をお願いいたします。

年額報酬の考え方についてということでございます。一枚めくっていただきまして、出勤手当を出動に応じた報酬とする場合、従来からある年額報酬については、どう考えるべきかということでございます。

先ほども触れましたが、地方自治法の規定によりまして、非常勤の職員に対する報酬は日額支給が原則とされておりますが、条例で特別の定めにした場合はこの限りではないとされております。昭和40年に消防庁が示しております条例(例)、このページの下の部分の

囲みのところがございますが、地方自治法の規定の例外といたしまして、年額報酬を規定するよう助言しておりますが、それは同じ条例（例）の8条で規定しておりますとおり、発災後は直ちに出勤するための即応体制をとる必要があるからとされていることによることとございます。

36ページをお願いいたします。

年額報酬の位置づけについてでございます。また、調査によりますと、出勤手当が支給されない活動としてどういったものがありますかということを知りました。団体によっては出勤手当が支給されるケースもあるんですが、支給されない活動として、多く挙げられましたのは、ここの真ん中にありますように、会議に出席するんだとか、広報するとか、機器を点検するといったような、即応体制をとるために必要な作業や、消防団員という身分を持つことに伴う日常的な活動が多く挙げられていたところとございます。

これらの即応体制をとるために必要な作業や消防団員という身分を持つことに伴う日常的な活動につきましては、今後も必要なものでございますので、報酬の体系としましては、引き続き、基本給的な性格を持つ報酬といたしまして、年額報酬を支給するとともに、出勤実績に応じた報酬として出勤報酬を支給する形が望ましいのではないかなど考えられるところとございます。

次のページをお願いいたします。

ではその場合に、年額報酬の額をどのように考えるべきかということとございます。

前回、出勤に応じた報酬の金額を考察したときと同様、消防団員は特別職の非常勤の地方公務員でございますので、地方公務員法は適用されませんが、同法の均衡の原則を参考に、類似の業務を行う職を参考としてはどうかというふうに思っております。具体的には、予備自衛官がやはり参考になるんじゃないかなど思っております。

次ページをお願いいたします。

消防団員と予備自衛官の比較表でございます。予備自衛官につきましては、月額4,000円、年間で言えば4万8,000円の予備自衛官手当が支給されるということになっております。公務災害補償につきましては、自衛官に準じた補償が受けられるということになっております。

退職報償金制度につきましては、消防団員についてはありますが、予備自衛官についてはないという形になっております。

次のページをお願いいたします。

上2つは先ほど申し上げたことの繰り返しになりますので、説明を割愛いたしますが、消防団員の年額報酬につきましては、もう少し前のページでございましたが、去年の4月1日現在で、平均3万925円、また、普通交付税措置額は団員1人当たり3万6,500円となっております、いずれも予備自衛官の手当の年額4万8,000円よりも低い金額となっております。

次のページをお願いいたします。

しかしながら、他方で消防団員には、長年勤続した労苦に報いるため、退職時に退職報償金が支払われることとなっております。退職報償金の支給額は、条例で定めることとされておりますが、その標準的な額は政令に定められております。政令は、いわゆる消防団の団基金が同基金と契約しまして、掛金を支払う市町村に対し支払う額を定めているものでございまして、令和元年度末現在、全ての市町村が団基金のほうと契約を締結しているところでございます。

41ページをお願いいたします。

では具体的に、団員さんに対する退職報償金の支給額は幾らかということですが、この表でございます。平成26年に全ての、この表は階級ごとに、かつ、勤務年数ごとに様々な区分をして退職報償金の支給額を定めているものでございます。全ての区分につきまして、平成26年に一律5万円を引き上げて、このような額になっているというところがございます。

次のページをお願いいたします。

年額報酬の額についてでございます。団員の階級にある者につきまして、先ほどの表から、勤務期間1年当たりになりますと、少し幅がございまして、大体1人当たりおおむね2万円程度が支払われることになっております。

退職報償金につきましては、功績報償的な意味を有するため、勤務に対する反対給付という報酬とは、その性質は必ずしも同じものではございませんが、常勤職員に対する退職手当が、同様に功績報償的な意味が、老後の生活保障的な意味も持つ一方で、給与の後払いという性格も一部要するというふうにされているのと同様に、報酬の後払いとしての性格も一部有しているものと考えられます。

年額報酬の条例平均額や交付税単価に、上記の額を加えますと、5万円から6万円程度となり、予備自衛官の手当の年額よりも大きくなるということになっております。

次のページでございます。

2万円の性格、額が全て、給与の後払いということではないんですが、ちょっと割合については、定量的なものはございませんので、一応全て足し上げた額ということで、先ほどの5万円から6万円という額を考えてみますと、予備自衛官が4万8,000円でございますので、予備自衛官よりも優遇されているという指摘も考えられるところでございますが、通常5日間の訓練招集を除いて、活動のない予備自衛官に対しまして、消防団員は年間を通じて即応体制をとり、また、機器の点検や会議などの事務もあるということを考えますと、その指摘は当たらないのではないかなと考えております。

では逆に、さらに高い金額とすべきではないかという指摘も考えられるところでございますが、消防団員は地方公務員という位置づけがある一方で、元来、郷土愛護の精神に基づくボランティア的な性格も併せ持つとされているところことから、不当に低いとまでは言えないのではないかなというふうに思っております。

以上のことから、また、これまで報酬を引き上げてくださいということで、各団体でいろいろ御努力いただきまして、交付税単価に近づいているということを考えますと、年額報酬の標準的な額は、当面、現在の交付税単価である3万6,500円としてはどうかというふうに考えております。

なお、先ほども申し上げましたように、条例平均額はこの額に達しておりませんので、当面は、標準額に関していない団体に対して引上げを働きかけていくべきではないかなと思っております。

また、当然ながら標準的な額につきましては、将来的に社会経済情勢の変化に応じてあるべき金額も変わるとお思いますので、適宜見直すこととしては、どうかというふうに考えております。

次のページをお願いいたします。

なお、報酬につきましては、役務に対する反対給付でございますので、上位の階級にあり、職責が重いと考えられる者については、各市町村によって消防団活動の実態を踏まえた額とすることは適当であるというふうに考えております。

下の表を御覧いただければと思いますが、既に団長さんから団員さんまで真ん中のBで交付税単価が決まっておりますが、上から団長さんから部長さんまでの間の階級につきましては、条例平均額は交付税単価を上回る額となっております。これは各団体において、それぞれの職責に応じて年額報酬の額が定められているというものでございまして、そういうふうな職責であるのであれば、こういった形を引き続き維持するということは合理性が

ありますし、それはそれでよいのではないかなというふうに考えております。

次のページをお願いいたします。

これはちょっと参考でございますが、ちょっといろいろ数字を精査してみますと、一つの傾向としてということではございましたので、因果関係ではないと思うんですが、左の表でございますけれども、年額報酬額が高い団体では、比較的消防団員の減少が低く抑えられている傾向にございます。また、右の棒グラフでございますが、年額報酬を引き上げた団体は、その後の経緯を見ますと、引き上げていない団体に比べまして、団員の減少率が低く抑えられている傾向にございますので、やはり年額報酬は、しっかりと上げていくことが重要ではないかと考えております。

46ページ、次のページでございます。

年額報酬の支給方法についてでございます。全ての団員に対しまして、先ほど申し上げましたが、現在、直接支給している団体は41.9%となっております。出動手当と同様、今までも、直接支給が原則とされておまして、資料4でもお示しましたように、近年、団員個人に確実に支払われ、支給事務の透明化を図ることができる。団員の士気向上につながるという理由で、直接支給への見直しが進んでいるところでございます。

やはり出動手当と同様、年額報酬につきましても、透明性の観点から、個人に直接支給すべきではないかと考えております。また、一部の団員のみ、個人に直接支給し、その他の団員について団に支給するというケースも見られますが、団員間の公平性の観点からも扱いを統一し、個人への直接支給とするべきであると考えております。

次のページをお願いいたします。

なお、年額報酬、出動手当ともに、個人への直接支給を徹底した場合、事務量が増える、振込手数料が増えるなどの指摘もいただいているところでございます。しかしながら、市町村の非常勤特別公務員である消防団員に対する年額報酬や出動手当を支払うという事務につきましても、本来市町村が負担すべき事務であると考えております。

個人の同意書をとったり、委任状の作成、保管事務をやったり、公金の取扱いを、必ずしもそういった事務に精通していない上に、自身の本来業務ではない消防団員に委ねているという状況は、紛失などの事故が起きる可能性もありまして、適切ではないと考えております。

また、仮に、最初に口座登録などの事務が発生するといったしましても、同意書や委任状の管理事務が削減されるなど、別の効果もあるのではないかなというふうに考えております。

資料の5は以上でございます。

資料の6をお願いいたします。

消防団の活動に必要な経費についてということでございます。一枚めくっていただきまして、資料4の6ページにおきまして、年額報酬を直接支給する際の切替えのデメリットといたしまして、分団の運営費が減少するということが挙げられておりました。

調査の結果、消防団の運営費にどういったものが含まれていますかということを知ったところ、以下のような回答がございまして、複数回答でございますので、いろいろございしますが、通常の事務だとか、必要な維持管理費以外にも、団員の年額報酬や出動手当というものも運営費に入っているようなケースがございました。

次のページをお願いいたします。

年額報酬や出動手当を団に支給している団体のうち32団体が、年額報酬を団に渡すんですけれども、私のお金というものではなくて、消防団の運営費の一部として支給していると、そういった団体が32団体ございました。しかしながら、本来団員個人に直接支給すべきもの、具体的には、年額報酬や出動手当、それと、消防団活動に必要な経費、これは装備や被服等ということになると思いますが、これらにつきましては、きちんと区分いたしまして、それぞれを市町村において適切に予算措置すべきであると考えております。まとめて払ってしまうことによって、本来、団員に支払うべき経費がほかの経費に充てられる可能性があるという状態は解消すべきであるというふうに考えております。

なお、普通交付税の算定に当たりまして、年額報酬や出動手当とは別に、消防団の活動に必要な経費につきましても、この表のように、それぞれ算入されているところでございます。資料6については以上でございます。

資料7でございます。中間報告の骨子案についてということでございます。

年度内につきましては、次回の3月29日の第4回で、一旦締めになりますので、第4回で中間報告案を御議論いただきたいと思っております。つきましては、今回の第3回までの検討結果を踏まえて、本検討会の中間報告案を以下の骨子案を基に取りまとめてはどうかというふうに考えております。

①から⑥まででございますが、まず、①の出動手当についてでございます。

出動手当については見直し、出動に応じた報酬制度、具体的な出動報酬を創設すること。また、旅費等については、別途必要額を措置すること。出動は1日、7時間45分を基本とすること、1日当たりの報酬は、他の類似制度を踏まえ、7,000円程度を標準的な額と

すること。

こちらにつきましては、少し補足させていただければと思いますが、前回、出勤手当が費用弁償から報酬になるということで、課税対象になるのではないかという御指摘もいただいたところでございます。現在、国税庁のほうと話を始めているところでございますが、何分、確定申告の時期ということもございまして、今回までに十分な検討が進んでいないということがございますので、課税関係の問題につきましては、詳しくは次回にお示ししたいというふうに考えております。

今のところ、講演料だとか、原稿料のように、10%の源泉徴収の税率ということがあるのかなと思っていましたが、国税庁に確認したところ3%程度ではないかなというふうに考えておりますが、そういったことも含めまして、次回までに整理させていただいて、この金額の部分についても、また、改めて御議論いただければというふうに思っております。

その上で標準的な額を定めた上で、具体的な額につきましては、市町村において出勤の態様や、業務の負荷、活動時間等を勘案して、均衡のとれた額となるよう定めること、支給方法については、個人に直接支給すべきであることとしたいと思っております。

②の年額報酬につきましては、出勤報酬の創設後も、引き続き支給すべきであること。金額については、団員は年額3万6,500円を標準的な額とし、市町村において、階級や職責等を勘案し、均衡のとれた額となるよう定めること。支給方法については、個人に直接支給すべきであること。

③の消防団の運営費につきましては、本来団員個人に直接支給すべき経費、年額報酬や出勤報酬と消防団活動に必要な経費、装備や被服等はきちんと区別し、それぞれを市町村において、適切に予算措置すべきであること。

④で地方公共団体における対応といたしまして、①から③を踏まえ、市町村において、消防団と協議の上、十分な検討を行い、必要な条例改正及び予算措置をすべきであること。

次のページをお願いいたします。

⑤でございますが、国による助言、財政措置といたしまして、国においては、①から④を各地方公共団体に対して助言を行うこと。また、制度の見直しに合わせ、財政措置の在り方についても、必要な検討を行うこと。

⑥その他といたしまして、消防団員の確保のためには、年額報酬等の処遇改善のほか、社会的評価の向上や広報、訓練の在り方など、ほかにも取り組むべき課題があるため、令和3年4月以降も、これらの項目について精力的に検討することとしたいと思っております。

資料7については以上でございます。

また、全体を通しての説明につきましても以上でございます。よろしく御討論をお願いいたします。

【室崎座長】 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御報告につきまして、委員の皆さんの御意見、御質問を受けたいと思いますので、よろしく願いいたします。前回と同様ですけれども、特にこういうこととは申し上げませんので、それぞれの委員がこれは大切だと思うことを遠慮なく御発言いただければありがたいと思います。

御発言されるときには、お名前を言っていただければ、そのまま発言をいただけるようになっていると思いますので、よろしく願いいたします。いかがでしょうか。

【太田委員】 東伊豆町の太田でございます。

【室崎座長】 太田さん、よろしく願いします。

【太田委員】 今回初めて出席させていただき、本当に皆様方お疲れさまでございます。先ほどの課税について、10%、3%と言われましたが、これはできるだけ低くしてもらいたいと思いますけれども、その辺いかがでしょうかね。

【室崎座長】 事務局から御回答お願いします。

【名越室長】 事務局でございます。課税の税率につきましては所得税法で決まっておりますので、現段階で消防団員だけ特例というのはなかなか難しいのかなと思っております。税率につきましては累進課税的にはなるんですが、月額8万8,000円までは3.063%となっております。一般的な団員がひと月に出勤したときに支払われる出勤報酬の額が8万8,000円を超えることはなかなかないかと思っておりますので、基本的には3.063%になると思っております。また、こちらにつきまして今、東伊豆町長様からこういった御意見もあったことも含めて、国税庁とまた話合いをして、次回また資料としてお示しさせていただければと考えております。

以上でございます。

【太田委員】 ある程度理解いたしましたけれども、団員さんは一生懸命活動していますので、できるだけ非課税の方向でご検討いただければ大変ありがたいと思います。

続けて、全国町村会の役員といたしまして、骨子案に対しての全国町村会の考え方を発言させていただきます。まず報酬、出勤手当につきましては、消防庁で議論された基準にも満

たない団体に強力に働きかける等の方向性について、ある程度理解するところですが、消防団の活動状況は地域によって様々な違いがあること、また財政力や周辺の市町村の状況、賃金の水準など様々な要因を踏まえ、各市町村で責任を持って定めるのが原則と考えております。この基準額を示すこと自体には反対しませんが、引上げを強制し、またペナルティーを付すようなことのないよう、お願いしたいと考えております。

もう1点は、この新型コロナウイルス感染症の影響もあり、地方の財政は依然として大変厳しい状況にあります。そのような中で、報酬、出動手当の引上げを要請するのであれば、国による直接の補助、これは大変困難じゃないかと聞いておりますが、交付税措置額の引上げをはじめ、財源保障を強化すべきだと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと考えております。

また、地方では都市部と比べ常備消防の体制が大変脆弱であります。日頃から消防団活動に対する期待や団員の負担も大変大きいです。こうしたことも考慮していただき、特に地方に配慮した財政措置の拡充をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

以上です。

【室崎座長】 どうもありがとうございました。とても大切な御意見だと思いますので、最終的にその辺りを含めて検討したいというふうに思っております。多分一つは、国の支援もないと脆弱な市町村ではなかなか大変だというようなことだと思います。一方で言うと、小さな町村あたりになると消防団の人たちの役割がとても大きいので、やっぱりそれはしっかり財政面で支えたいという気持ちをお持ちだというふうに思っておりますので、その辺をどう考えていくかということですけど、事務局のほうで特に何か御意見ございますか。

【名越室長】 室崎座長、よろしいでしょうか。

【室崎座長】 はい。

【名越室長】 やはりこういった形で制度を変えていくに当たりまして、先ほど東伊豆町長様や室崎座長からお話がありましたように、財政的な部分についてはもちろん配慮しないといけないというふうに思っております。

資料7の骨子案の⑤で、国による助言・財政措置ということで、財政措置の在り方についても必要な検討を行うことと書かせていただきましたのは、やはりその部分で配慮する必要があるということで書かせていただいたものでございます。また、その財政措置の話の前に、基準額を示すのはよいのだけれども、強制だとかペナルティーは駄目ですよというふうな御指摘もあったと思います。もとより法律で報酬だとか費用弁償を決めるのは各市町

村の条例で定めるということになっておりますので、強制は当然できるものではないというふうに思っております。

ただ、第1回の検討会でもお示ししましたように、災害が多発化、激甚化する中で、非常に団員数が減っているということで、個々の団員さんにかかってくる負担が非常に重くなっております。また、社会的な環境変化によってなかなか若い人が団員さんにならない、なってくれる方が少ないということもございますので、やはり全ての市町村で一定程度の金銭的な処遇をするということも団員確保のためには必要かと考えておりますので、消防庁からお示しするような基準に沿って、もちろんいろいろなバリエーションはあると思いますが、しっかりと処遇をしていただきたいと思います。また、財政措置につきましても我々の責任として、いろいろ関係者と協議していきたいと考えております。

以上でございます。

【室崎座長】 どうもありがとうございました。

それでは、そのほか御意見等ございますか。

【秋本委員】 日本消防協会会長の秋本ですけれども。

【室崎座長】 それでは、秋本さん、よろしくをお願いします。

【秋本委員】 今回のこの検討会についても、今日御説明いただきましたような基礎的な調査、それから考え方の整理、消防庁の皆さんが大変な御努力をさせていただいたということについてはありがたく思っております。私どものほうでは第2回までの会議でお示しいただきました資料などを全国の消防団の皆さん方にもできるだけお伝えしながら、御意見があったら教えてくださいというようなこともやってまいりました。

その中で、報酬手当について前向きに考えていただくことについての評価はもちろんあるんですけれども、今も町長さんからお話がありましたような財源の確保というのは本当に大丈夫なんだろうかということについての懸念というか心配というか、よろしくお願ひしたいというか、そういったところが大変強くあるように思いました。

やはり団長さん方に見ますと、市町村長さん方と色々な話をする、議会の先生方と話をするというときに、財源は大丈夫なのかなということがどうしても出てくる。それで、いろいろ心配しておられる方の中には、手当・報酬の類を増額するということになっていった場合、財源がないので消防団員の数を減らさなければとなくなってしまったら本当に元も子もないといった心配までありました。今もいろいろお話ございました検討を進めるということなんですが、これは何とかそちらのほうの手当が進んでいかないと、なかなか実現する

のは難しい。と同時に、またこういう年額報酬や、あるいは出動報酬といったようなことと同時に、やや非常の事態、不測の事態への備えといったようなことも、普通の活動をしているときだけじゃなくて、いろんな事故があったようなときにどういうふうに対応できるかということ、これは私ども日本消防協会でも福祉共済事業といったような、共済保険事業ですが、そういったものの中でも不測の事態に備えていくことをいろいろやってきてはいます。それにしても、まだ公務で殉職された場合のいろんな措置、そういったようなことも考えていく。

あるいは、殉職された場合にお子さんに奨学金を差し上げるということ、消防育英会という事業もやっておるのですが、これも東日本大震災のときはたくさんの方が殉職されて、対象にするお子さんが一度に倍以上となったり、そんなこともあったのですが、何とか多くの方々の御協力をいただいてやってきております。いろいろ、そういう不測の事態への備えといったようなことまで含めてとなると今回の議論の対象からは外れることになると思いますが、以後の議論の中では、そういったことも含めてのようなことを申し上げさせていたたくかもしれません。

それから、今日はいろいろお話がありました中で、消防団の運営経費についての予算措置をきちんとやろうという御指摘をいただいていることは大変大事なことだろうと思います。今日の御説明の中でも、直接交付しないということの裏に、団の運営費をその中から捻出しているのではないかというふうに受け止められるようなところもありましたが、団の運営費についての予算措置は、これはこれとしてきちんとやるということは、結果的には団員に対する報酬手当の問題とつながってくるということもあると思いますので、大変貴重な御指摘をいただいたんだと思います。どうぞ、ひとつよろしくお願い申し上げます。

【室崎座長】 どうもありがとうございました。一つ一つは私から繰り返しませんけれども、どれもとても大変な御意見だと思います。特に団員の待遇というのは総合的に考えなければいけないという御指摘はとても重要で、年額報酬だとか出動報酬の額だけで語れるものではないという御指摘もとても大切でございますので、最終報告に至る過程ではそういう考え方もしっかり示していければというふうに思っております。どうもありがとうございます。

【小出委員】 市原市長の小出でございます。

【室崎座長】 小出さん、よろしくお願いします。

【小出委員】 中間報告の骨子案につきましては、おおむね了解というところでございま

す。

市原市におきましては平成30年度から条例の一部改正を行いまして、御提案をいただいたとおりの対応をしているところであります。ですが平成29年度から比べると、平成30年度は大幅に、約2,000万、これは消防団員の報酬と出動手当、合わせて2,000万円を超える増額計上をしたところであります。そういうふうを考えますと、皆様からも出されているように、国による助言、財政措置のところでございますけれども、装備品などに報酬や費用弁償も含めまして、均衡が図れる財政措置を検討していただきたいと思っております。

それから、その他ということで今後、4月以降に検討していただくということですが、御提示された対応を市原市は取っている状況でありますけれども、そういう処遇改善は既にやっておりますが、現状では市原市はこういう対応をしても消防団員が減っているという状況であります。そういうことを考えますと、活動についても本当にこの消防団員の在り方も含めて今後の検討としていただければありがたいと思います。

以上でございます。

【室崎座長】 どうもありがとうございました。

それでは、そのほか。少し行政関係の御発言が続きましたので、今度は消防団関係の皆さんの御意見も伺いたいと思っておりますけれども、安達さんとか石橋さん、いかがでしょうか。

【安達委員】 安達です。発言よろしいでしょうか。

【室崎座長】 はい、どうぞ。よろしくお願いします。

【安達委員】 資料の中でも出動手当が支給されていない活動例が何個か上がっていたんですけれども、私の鳥取市のほうでは、分団会議ですとか、出初式でありますとか、そういう式典とかでもやはり出動手当が払われております。資料の中で支払われていない団体もあると書いてありますけれども、やはり出勤に応じた報酬を支給していただく形が一番望ましいのではないかと考えております。

年額報酬について、前回は発言させていただいたように鳥取市は消防庁が示す3万6,500円を支給していただいております。資料の中でも多くの団体が個人支給をされていると出ていたんですけれども、やはり鳥取市のほうにおいても個人に支給をするという方法に切り替えていく考えも必要ではないかと考えました。しかし、全て個人支給にしてしまうと運営費のデメリットが発生してしまう、問題点上がるのかなと感じております。

私たちの女性分団の問題で考えてみますと、啓発活動が主になりますので、例えば劇の材

料費などがなくなってしまうと個人でお金を出していかなければいけないという問題が上
がってしまうのかなと思いますので、個人支給をしていただく、プラス、ちょっと難しいの
かもしれませんけれども分団費への支給もしていただければ一番ありがたいと考えました。

今回、いろいろな資料を拝見しましたがけれども、やはり年額報酬の高い団体は消防団員の
減少率が低く抑えられているのも、高くお金を出していただいているから団員の増加とい
うか、辞めることなく多くの団員で続けていられるのかなと見させていただきました。

以上です。

【室崎座長】 どうもありがとうございました。

最初のほうに言われた、消防団の活動が今非常に多様化しているのも、昔のように火災が
起きて現場に出動するだけでは多分ないと。そして、例えば女性消防団だったら紙芝居を子
供たちにするような活動だとかいろんな活動があるので、そういう活動の幅を広く捉えて、
出動報酬とかそういうものを考えるというのは御指摘のとおりだと思います。

後半の部分は、多分、事務局が言われたように報酬とその活動の運営費というのは区別し
てきちんと財政的に対応していくという考え方に通じるんじゃないかと思いますがけれども、
事務局のほうで何かコメントございますか。

【名越室長】 今、室崎座長がおっしゃったとおりの形なのかなと。安達委員の御指摘部
分については我々の問題意識とやはり共通する部分があると思いますので、各団体それぞ
れ実情があるかと思いますが、団員の方に負担をかけないような形で、ちゃんと団の活動に
必要なものは市町村様がきっちり責任をもって予算措置をする形になっていくよう、
我々としても助言をしていきたいと思っております。

以上でございます。

【室崎座長】 どうもありがとうございます。

石橋さん、いかがでしょうか。どうぞよろしく申し上げます。

【石橋委員】 いろいろお話をお聞きしまして、中間骨子案についてはおおむねこれでい
いのではないかと。ただ一、二点お願いをしたいのは、前回も申し上げましたけれども、今も
市町村によく声をかける、相談するというようなことがありましたけれども、財政的には特定
財源でやっていただければ、消防団といたしましても幅広いことができるのではないかと
いうことが1点でございます。

2点目は、骨子案の1の出動手当についての件ですけれども、1日7時間45分とされて
おります。これが1日に2回、3回出ることもあろうかと想定されるとき、7,000円で

いくのか。私どもとしましては、相談した結果、1回当たりということでやっていただければいいのかなと思っているところでございます。

それから、その他の件。先ほどお話ありましたように、今、消防団も火を消す業務以外の業務も増え、高齢者も大分増えてきて、地区で人がいなくなると操法大会にも駆り出されると。その他の業務も増えると同時に、非常になり手のない一つの要因としての操法の訓練が厳しいところにおきましては、大会に向けて熱心に取り組んでいただけることはうれしいのでございますけれども、それが逆に、地域においては親が断ってしまうということがございますので、操法について何かいい案があればお示しいただきながら、それを消防団員加入にまた活用していきたいと思っているわけでございます。

それから「年額報酬の位置付け」(の資料)につきまして、(出動手当が支給されない活動の)例として5つの点が出ておりますけれども、これを明確に、その他の項というような点でやっていただければ事務方も処理がしやすいのかなと思っていますので、その点の検討をお願いしたいと思います。

以上でございます。

【室崎座長】 どうもありがとうございます。最初の2つ目と最後の4つ目の問題点は、前回もかなり議論になっていて、特別経費ですかね、そこから出すのかどうか、交付金かどうかという措置の問題、きっと根本問題に関わってくるだろうと思いますので、これも事務局で御検討いただかなければいけないのかなと一つ思っているところでございます。

事務局から何か、今の石橋さんの御意見に対する御説明等ございますか。

【名越室長】 特定財源のお話につきましては前回もお話いただきまして、非常に貴重な意見と思いつつも、やはり消防団員も地方公務員の1つの形態ということで、地方公務員の広い意味での給与等につきましては、基本は一般財源で見るという原則がございまして、なかなかそこに国費を直接投入するというのはなかなかハードルが高いのかなというのは正直な感想でございます。ただ、我々としましても地方財政措置については頑張る余地があるのかなと思っておりますので、その部分でしっかりしていきたいと思っております。

また、1日7時間45分という原則を示しつつ、1日に2回3回出ることもあるのではというふうなお話がありましたけれども、そちらにつきましては資料3でお示ししておりますように、やはり各地域の実情があると思います。1日に2、3回出るのが割と普通だということであれば、1日7時間45分というのを前提に、1日幾らと定めるのではなくて、1回

当たりの時間も地域によってそれぞれあるかと思いますが、それをベースに1回幾らと定めて、例えば千葉市において2回出れば2回分払う、3回出れば3回払うのが最も実情に合っているということであれば、それは千葉市様の裁量の範囲内なのかなと。ただ、我々としてお願いしたいのは、1日7時間45分で幾らと決めた金額との均衡を失わないような金額設定をしていただければありがたいと思っております。

また、活動が多様化する中で訓練の話があって、非常に訓練が大変なので、親が団員への加入を断る例もあるという中で、操法の関係でいい案を示していただければというお話がございました。やはり、なかなか訓練が大変だという声だとか、操法大会への参加が負担であるという声も我々のところに非常に多く届いているところで、先日、国会で質問もされたところでございます。非常に大変だという声は非常に重要であると考えている一方で、やはり操法を一定のレベルにきっちり上げていくための訓練も引き続き重要だと思っております。しかし、やはりそこを過度にやることで団員さんの負担感が強くなり、団員さんが減ってしまうとか、辞めてしまうということではかえって逆効果という指摘につきましても、真摯に考えなければいけないと思っております。

各団体でいろいろな取組があって、操法については一定レベルに達すれば、地域の実情に応じた、例えば山がちな地域であれば山林火災に特化したような訓練を別途やってみるとか、海のそばにあって津波の恐れもあるということであれば避難誘導を重視してやってみるとか、いろんな考え方があると思いますので、まずはそういった例、各団体でどういったことをされているかにつきましては近日中にお調べして、また年度が明けてからの検討会後半戦で、訓練の在り方とか操法の在り方についても議論する機会を持たらと考えております。

以上でございます。

【室崎座長】 どうもありがとうございました。訓練の在り方については多分いろいろ御意見があると思います。後半戦でしっかり議論をして、できるだけ皆さん方の意見がうまくかみ合うような方向性を見いだしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

消防長会の山内さんは御意見ございますか。よろしく願いします。

【山内委員】 京都市消防局長の山内です。よろしく願いいたします。意見を述べさせていただきます。

中間報告骨子案を見せていただきまして、おおむね了解ということで、出動手当、出動報

酬を見直すこと。そして金額については名越室長からありましたように、値上げをしてはどうかということに対して今いろんな説明をされて、7,000円、あるいは3万6,000円の妥当性といえますか、当面はこれでやっていくということについて了解をいたしました。

ただ、先ほどから議論ありますように、もともとこの処遇改善のひとつにというのは、こうした措置がされているけれども実態が伴わないということも議論のひとつとしてありましたので、具体的な額は市町村において定めることというところが、それが理由として改善されず逆に元のままになってはいけません。このことが具体的にそうした改善につながるように、先ほどの財政措置の在り方ということも当然ありますし、そういう形で検討して、結果、ここに上がっていても、事態が変わらなければどうかと思いました。それぞれの消防団、あるいは市町村での財政力の差はあると思いますけれども、もともとの処遇改善の趣旨からすれば改善できるようにしていこうということでもありますので、一定の具体的な中身がなければこの具体的な額は市町村で定めるという文言に引きずられると思います。

それから、言葉でいいますと、「具体的な額は、市町村において、出動の態様」というところ。この「出動の」というところは、もともと業務としての出動はどういう内容があるかという議論であったと思います。あえてここに災害出動と書いておられないのは、もちろん災害出動もいろいろありますし、出動手当は訓練出動で支給しているところがあるので、それも含めて市町村で判断するというのであえて災害と書いておられないと思うんですが、その辺は書かないことで重要性といえますか、反面、具体性との比較が重要だと思っております。

それから、消防団運営費。会長からも話がありましたが、こうやって書いていただきました。個人に直接支給すべき経費と、消防団活動に必要な経費の、後のほうの、消防団活動に必要な経費。「(装備及び被服等)はきちんと区別し」のところの後のほうは、「消防団活動、運営に必要な」と「運営」を入れていただければもっと具体的ですし、あえて言うならば「消防団並びに分団の運営に必要な経費」と書いていただくほうがより中身が具体的になると思います。そして括弧の中の装備や被服というのは、消防庁で調べられたのかもしれませんが、ちょっと偏っているように思いますけれども、維持管理とか、あるいは活動、入団促進とかいろいろありますが、この例示でいいのかというのは、特段とりとめてということはないかもしれませんが、そういうのだけかなというのはありますので、特に分団も書いてあげたらいいのではないかなと思っております。

最後になりましたが、先ほど訓練の在り方につきまして、私もこの会議に出て団長や分団

長、あるいはいろいろ報道で流れていますので議論しますと、操法訓練についていろいろな意見があるのは承知しております。ちなみに京都市の場合は分岐管やトランシーバーを活用したり、安全靴、近代化、軽量化に合わせて現場活動に即した訓練もいたしますので、後半でそうした意見も述べさせていただきます、訓練は必要だと思いますが、より団員の皆さんが実践に即した訓練になるようなことを議論していただいたらと思っております。

以上でございます。

【室崎座長】 どうもありがとうございました。

続いて、その他御意見等ございますか。いかがでしょうか。

では、私から少し。座長が発言するのは好ましくないかもしれないですけど、極めて個人的な意見と思ってお聞きいただければありがたいと思います。

私は、この団員の報酬、出動の手当だとか報酬の話というのは、社会が消防団をどう評価するかということだと思っているんです。今まで社会全体、社会といっても予算的な措置も含めてですけれども、社会の評価はとても低いと僕は思っております。消防団員は24時間いつ何事が起きても出動するというスタンバイの精神的ストレスも負っておられるし、大規模災害が起きると何日も家に帰らずに活動し続けることもされているし、かつ今は様々な、多様な活動にも消防団員が出て行っている。まさに消防団員がいなければこれからの災害の時代は乗り切れないという状況の中で、単に今までの実費弁償的な考え方、あるいは、消防団員の方自身がボランティアなので、そんなにお金は欲しくない、要求しないでもいいという謙虚な気持ちにも甘えていて、すごく少ないような気が僕はするんですよ。いろいろ比較をされて、1日の出動手当が7,000円で、年額は3万幾らで、それでいいんだと、今日の報告は大体そうなんですけど、僕はもっと出すべきだと、個人的にはですよ、財政状況の厳しい中でそういうことは不謹慎に言うべきではないかもしれないけど、やっぱり消防団の活動を見たときにもっとしっかり社会的評価として財政面でも支えていくという考え方がこれから必要ではないだろうか、ちょっと思っているところであります。強制するつもりは全くございませんけれども、7,000円よりもうちょっと上げてあげたいというのが個人的な気持ちです。

以上です。ちょっと申し訳ありません。

そして、私の意見にこだわらずに皆さん方の御意見を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

消防庁からの委員で出ている、荻澤さん。

【荻澤委員】 消防庁委員の荻澤です。発言の機会ありがとうございます。

今、室崎先生からもございましたけれども、報酬の問題、おっしゃるとおり社会がどう評価するか、また市町村長さんが本当に予算措置できるかどうか、これは議会の理解も必要だと思いますし、財政状況も必要だと思います。何より世論の後押しも必要だと。

現在、財源が大変心配だというお話もいただきました。これについては、実は普通交付税、標準的な額として年額で3万6,500円、出動1回当たり7,000円という積算の基礎としてはあるわけがございますけれども、今回の中間報告、初めて消防庁として標準的な額を示すということに大きな意味があると思っています。特に年額報酬については市町村長さんたちの努力によってようやく3万を超えるような、ほぼ交付税に近いところまでまいりました。一方で出動手当でございますけれども、これは第1回の資料でも御覧いただきましたとおり、交付税とはかなり離れた状況でございます。これは交付税、一般財源でございますので、市町村長さんのほうで優先順位、特に今はコロナ対策、感染防止対策という大事な仕事もありますので、どうしてもそちらのほうにお金が回らないという状況は私どもも理解いたしますけれども、いま一度、優先順位の見直しができないものか、そしてそれを後押しする意味でも、消防庁として、きちんと、単なる交付税の計算の基礎額ではなくて、全国の消防団の標準的な額にこれをしていきたいという思いがございます。

特に、出動手当についてはなかなか全国千差万別だということもございました。1日当たりとお示したのは、実際に災害対応は1回出動するとほとんど1日の活動にならざるを得ないだろうというようなことも踏まえております。今後の財政措置でございますけれども、例えば、現在も普通交付税で措置をしつつ、交付税が想定しているような標準的な団員数よりもかなり団員が多いよというところについては、特別交付税の措置もございます。そういうことも参考にしながら、実際の出動の報酬をどのようにお考えいただけるのか、そういった御意見も伺いながら、私どももしっかり財政措置について検討してまいりたいと考えております。

ありがとうございます。

【室崎座長】 どうもありがとうございました。

では、引き続き御意見等を伺えればと思います。何か言い残したこととか、先ほど来いろいろ言っていたございましたけれども、もう少しここをこう変えたほうがいいのかなどという御提案もいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

秋本さん、よろしく申し上げます。

【秋本委員】 日本消防協会の秋本です。

先ほどから訓練のこと、あるいは消防団の様々な活動のことについてのお話がありました。本当に消防活動、消防団活動、その幅というのがずっと以前に比べると全く変わってきていると。だからファイアーマンという言葉だけでは済まない、いろんな災害の体験の中から、救助活動、あるいは救急もやらなきゃいけない、避難所問題ということも無視できないということがあったりする。そういう中で、あるいは気象情報なんかについても、気象庁がいろいろ出していますけど、その個々の状況などを見ながら、自分たちでもある程度判断をする、その地域の自然的な条件等を織り込みながら判断をするといったような、いろんなことが必要になってくるということで、訓練が操法だけじゃなくて勉強の類いまでいろいろ入ってくるという、ますます大変になっているなということがあると思います。

消防団側としては、そういったようなことについての訓練とか、勉強とか、研修とか、いろんなことをやらないかということもありますが、これは消防団に入ってみようかな、どうしようかなと思う人から見たら、消防団の活動というのはすごいなと。みんなが尊敬するような、そして中に入ったらやりがいがあるなと思われるような活動が、実はいろいろある。だから消防団の皆さんにとってこれがどういうものであり、どういう評価がされるか、どういう感想を持つか。同時に、消防団に関心ある人から見て自分もやってみたいと思うような活動も実はいろいろあるのではないかな。だから、ポンプ操法の訓練がどうしても大きな話題になるところがありますけど、実は消防団活動というのは本当に幅広くなってきて、いろんなそれぞれの得意技を発揮するというところで、結果的にはそれぞれの得意技が総合力になって、消防の総力として大変な力になってくる。極端に言うと、地域の皆さん方とのつながりをどう持てるかということ自体も消防団の大きな力の要素になってくる。そういう大きな幅の広がりを持ってきている中でいろんなことやって、それが消防団にとってもやりがいになる。入ってみようかな、どうしようかなと思っている人から見て、あれは面白そうだなという要素はいろいろあるんじゃないかと、そういう幅広い消防団活動の中で考えていきたいという気がいたしております。

ポンプ操法は私ども、消防庁と御一緒に全国の操法大会をやっているのですが、そういうところで一生懸命やっておられた方のお話を聞きますと、やはりいわば原点ともいえるべきポンプ操法の活動についての技術を習得することの大事さ、あるいはそれを一緒になってやるところでの団結、そこからいろいろ発展してくるつながりと、いろいろなことから考えると、やっぱり基礎だよなという御意見もたくさん伺っております。そういったいろいろな

点を考えながら、消防団員の皆さんにとっても、これは俺もやってみよう、私もやってみようというものでやってもらえればいいだろうし、私は別のことを得意技としてちょっとやってみたいというんだったらそれはそれでいいし、多様な活動の中で考えていく。そしてポンプ操法というのは消防活動の中の基本動作として大事だという、そんなことになってくのではないかと思ったりもいたします。

これは私、今、現場活動をやっているわけじゃありませんので、ちょっとえらそうなことを言い過ぎてはいけないと思いますが、さっきからずっとお話がありました、これから先いろいろな議論しようじゃないかと。そういう中でそんなことも考えてみたらどうかなと思っている次第でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

【室崎座長】 どうもありがとうございます。まさに一つ、消防団活動の多様化というところをしっかりとベースに置いた議論をしないといけないということでございます。どうもありがとうございます。

それでは、そのほかいかがでしょうか。

【重川委員】 重川ですけれども。

【室崎座長】 重川さん、どうぞ。よろしくお願ひします。

【重川委員】 遅れて申し訳ありませんでした。途中からになりましたが、資料も拝見させていただきました。

今の若い人というのは、我々が考えている以上に、社会の役に立ちたいという意識を持っている人がすごく多いんです。そういうときに、今、秋本さんおっしゃったように、ふだんは常備の消防の力があれだけしっかりしていますので、消防訓練を一生懸命やっても、あの技術を指導させる状況にはなかなかないと思います。ただ一方で、消防でいけば予防業務の中で消防団の方たちが果たす役割はすごく大きくなっていますし、発災前の避難の呼びかけなんていうのも消防団の方たちにしかできないんですね。そうなってくると、もちろん消防の訓練も大切なんですけど、今、自治体では地域住民の防災リーダー育成のためにはいろんな防災の研修会が行われているんですが、消防団の方を対象とした研修訓練というのは市町村部局の防災の方は手を出さないんですね。それはやっぱり消防本部が団員の教育、研修、訓練ということの経験になられると思うんですけれども、私はもっともっと消防団の方に幅広く専門的な技術と知識が身につくような、そしてそれが実際のふだんの活動の中で生かせる、そこがやっぱりやりがいにつながっていくんじゃないかというふうに思います。

そういうことで言うと、次回以降になるんですけれども、研修、教育、訓練の範囲をもっ

と広げていくこと、そして社会の防災ニーズ、あるいは消防団員のやる気を満たすような分野でそれを高めていくようなことを、それは消防と市町村部局限定なのか分かりませんが、実証していくことが重要だと思うのが1点です。

それから2点目、出勤本数。私もこれは室崎先生の御意見と全く同様です。例えば、あまりよくない例かもしれませんが、我々こうやって国の検討会で2時間程度の時間を使い、1万円ぐらいですかね、報酬を頂戴しております。一方、消防団は多くの方がそもそも仕事がある中で、それを中止して参加される。しかも夜中であろうが早朝であろうが、いつ呼び出しがくるか分からない。そういう状況の中で考えると、本当に丸1日拘束される場合もあるし、午前1時にたたき起こされて明け方まで残渣処理とかすると考えたときに、7,000円というのが本当に妥当なのかというところをぜひ、財政の問題はあると思いますが、個人的にはやっぱりまだまだ安過ぎるのではないかというのが2点目です。

それから3点目ですが、1日7,000円、これはいろんな状況あると思いますが、できるだけシンプルにということも重要だと思います。1回なのか、1日なのか、それより1日7.5時間をめどに、それ以下であっても、あるいは2回、3回と複数回出たとしても、取りあえず1日単位で計算をしていくということは、ある意味でまず手始めとしては妥当なのかなと思います。

そのとき、警防活動と予防業務ですね、ここに金額の差をつけるか、あるいは日にち会計の考え方に差をつけるかというのはちょっと議論が必要かなというふうに思いますが、ベースとしては予防、警防にありますけれども、1日ということでもまずやってみたらどうかと考えました。

以上、ありがとうございます。

【室崎座長】 重川先生、どうもありがとうございました。どれもとても大切な御意見だと思います。少し消防団の活動の広がりみたいな話は先ほど秋本会長からも御指摘ございましたけれども、後半戦でしっかりそこは議論をして、多様な活動を認めていく、あるいはそういう力をつけていくということはとても重要だと思いますので、それは今後の課題にしていきたいと思います。あと、手当の額だとか手当の出し方については、前回と今回の議論を踏まえて事務局で取りまとめていただくことにしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

事務局から、今の重川先生の御意見について何か御説明等ございますか。

【名越室長】 事務局でございます。今、座長がおっしゃったとおりでございます、活

動が多様化している中でいろいろな能力をつけていかなければいけないということで、やはり基礎的な操法の訓練については一定の重要性が引き続きあるものの、バランスの取れた訓練というものなり、勉強というか、そういったものが求められてくるのかなと思っております。また、金額につきましては、先ほど説明のときにも申し上げましたけれども、もう少し課税の部分なんかも整理しながら、次回またどういう形で示せるか検討していきたいと考えております。

1日複数回出たときでも1日という形で出すやり方がいいのではないかというお話がありました。そういったやり方でも決して悪くはないと思います。ただ、1回1時間とかを2回出すのではなくて、1日です出するというのはなかなか大変だと……、多分、各地域でいろいろな実情があると思いますので、基本、実災害については1日7,000円なり、そういうのをベースに、あとは業務の大変さ、やはり災害の現場で実際に火災だとか風水害に対応することの大変さと、その他の訓練なり予防の大変さをある程度各地域のほうで御検討いただいて、均衡の取れる額にさせていただくというのが重要かと思っております。

以上でございます。

【室崎座長】 どうもありがとうございました。

それでは、あと少し、言い残したこと等がございましたら、それぞれの委員の皆さんからご発言いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

【重川委員】 室崎先生、ちょっと質問ですが、よろしいでしょうか。

【室崎座長】 はい。重川委員、よろしくお願ひします。

【重川委員】 今回の答申案の中にも、団運営費と個人のあれは分けるということがあって、非常にいいことだと思います。あと、団の運営費の中に、資料を拝見していると、やはりいろんなものが含まれております。私なんか実際に聞くと、例えば団員にアマチュア無線の免許を取らせる、それから、そういう本当に必要な、あるいは日常的な、携帯とか、そういうときに自分の車を使っているなのでそのガソリン代を出してあげるとか、本当に活動に必要な経費と、それから一方で、やはり懇親を深めるとか、そういった旅行代とか飲み代とかも含まれています。今までは、大変なことから、みんなで安いお金でやってるんだから旅行や飲み会ぐらいはというのがあったんですが、そこら辺を今後どうしていくのかというところはやっぱりある程度明確にしないと、今まで皆さんが感じていた問題点、もやもやとしていたところがすっきりしないのかなと思っています。いずれにしても、やっぱり公金、公的な資金を使つての運営費なり個人に対する経費になりますので、公務員の方たちが、今、

公務費も厳しいですから、こういうものは税金を使った経費では絶対に落とせないよと、そういう区分もあると思うんですけども、団の運営費についてもやっぱりそこら辺を検討していくことが必要なのかなという気持ちはしています。

ありがとうございます。以上です。

【室崎座長】 ありがとうございます。その公的な経費と個人的な経費の区別というか、先ほどの、団の活動運営費と個人的な出勤に対する報酬とを区別するという話と同じだと思うんですね。だから、例えば私は、みんなの懇親会の費用は、これは個人的なものなので、一旦いただいたお手当からみんながその会費を出すという形のほうがいいのではないかなと思ったりもしますし、そういうことを含めて少し交通整理をする必要があるという御指摘はそのとおりだと思いますので、そのあたりも引き続き検討していただければありがたいなと思います。どうもありがとうございました。

そのほか、いかがでしょうか。

今日は、おおむねこの中間報告の原案というか、今日お示した案に賛成ですよという御意見をいただいているんですけども、なおも細かなところではとても大切な問題を幾つかいただいておりますので、その辺りをさらに事務局で検討していただいて、次回の中間報告案に盛り込んでいただければありがたいと思っております。

よろしいでしょうか。何か御意見等。まだ時間があと少しございますけれども、いかがでしょうか。

最初のほうに発言していただいた東伊豆町長の太田さん、千葉県市原市長の小出さん、皆さんの意見を聞いていて、もしこれを伝えておきたいという御意見がございましたら、よろしく願いいたします。いかがでしょうか。

【太田委員】 東伊豆町でございます。

【室崎座長】 はい。どうぞよろしく申し上げます。

【太田委員】 4月からの、消防団の訓練や活動内容の見直しなど、大変重要な課題です。本町の消防団の確保に対しても大きな課題になってきますので、4月には発言させていただきたいと考えております。

【室崎座長】 では、そのときはよろしく申し上げます。

市原市長さんは、何か御意見ございますか。

【小出委員】 市原市長の小出でございます。

先ほども意見を述べさせていただいたのですが、今回のことについては了承ということ

なんですけれども、やはり根本的なこれからの団員確保ということについては、処遇改善だったり、消防団としての価値をどういうふうに地域の皆さんにお知らせするかの必要性についても、しっかりとお伝えできるような仕組みをつくっていかねばいけないと思っておりますので、4月以降の会議の中でもいろいろ議論させていただきたいと思っております。

以上です。

【室崎座長】 どうもありがとうございました。

では、全体を受けて、事務局とか荻澤さんあたり、何かございますか。

【荻澤委員】 消防庁の荻澤です。大変ありがとうございます。おおむね中間報告については皆様から一定の評価をいただけたものと受け止めました。消防庁としてしっかり標準を示すことで後押しができればという問題意識でございますので、引き続き御指導よろしくをお願いいたします。また、市原市長さんから実際はかなり大幅な条例改正をやっていたにもかかわらず減少傾向というお話もありましたので、消防庁として、国として、広報の在り方、伝えていくやり方、また活動についても何かできることはないのか、さらに年度明けの後半戦で御指導いただければと思います。引き続きよろしくをお願いいたします。

【室崎座長】 どうもありがとうございました。

貴重な意見をたくさん今日出していただきましたので、また事務局でも引き続きしっかり御検討いただきたいと思います。皆さん方にはまだまだ言い足りないことがあるかと思っておりますけれども、一応、大体時間に近づいてまいりましたので、さらなる御質問とか御意見につきましては、場合によっては直接消防庁の事務局に、積極的に御意見を提示していただきたいと思います。ちょっと早めですけれども、一応、議論は以上とさせていただきますので、あとは事務局にお返しいたしますので、よろしくお願いいたします。

【鈴木課長補佐】 室崎座長、どうもありがとうございました。また、委員の先生方、皆様活発な御議論をいただきまして、本日は誠にありがとうございました。

今回は、既に委員の皆様には御連絡させていただきましたが、3月29日の15時から開催させていただきたいと考えております。年度末のお忙しいところ恐れ入りますが、何とぞお時間の確保のほど、よろしくお願いいたします。

それでは以上をもちまして、第3回消防団員の処遇等に関する検討会を閉会いたします。

本日は誠にありがとうございました。